東海市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第11号

東海市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東海市建築基準法施行細則(昭和58年東海市規則第18号)の一部を次のように 改正する。

第2条ただし書中「もの」の次に「及び宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)第12条第1項本文の許可を受けたもの」を加える。

第3条中「法第6条第1項第4号」を「政令第148条第1項第1号及び第2号」 に改め、「第7条の2第5項前段」の次に「(これらの規定を法第87条の4において 準用する場合を含む。)」を加える。

第5条中「第6条第1項(」の次に「法第87条の4又は」を加える。

第11条第1項中「第6条第1項(」の次に「法第87条の4又は」を加え、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 省令別記第8号様式による申請書の第2面

第11条第2項中「第6条の2第1項(」の次に「法第87条の4又は」を加える。

第13条第1項中「第18条第2項(」の次に「法第87条の4又は」を加え、同条第4項中「第18条第3項(」の次に「法第87条の4又は」を、「第11条第1項第2号中」の次に「「別記第8号様式による申請書」とあるのは「別記第42号の7様式による計画通知書」と、同項第3号中」を加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第5項中「第18条第4項(」の次に「法第87条の4又は」を加える。

附則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条ただし書の改正規定は、同年5月9日から施行する。